

業 務 企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和7年度 県産木材流通対策検討事業 委託業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3. 業務概要

沖縄県産木材をめぐる状況は、これまでの県民に対する普及啓発事業等の効果により、認知度が向上しつつある。さらに、令和元年度からの森林環境譲与税の施行により、市町村をはじめ県関係機関から県産木材利用に関する問い合わせが増加している状況にある。

しかし、これら外部からの問い合わせに対しては、森林組合や製材業者等が個別に対応している状況にあり、情報が錯綜している場合もあり適切に対応できてない状況にある。

きのこ生産の菌床培地に利用する県産木材おが粉についても、供給不足となっており、おがこの必要量とおがこ生産量に関する需給調整が必要となっている。

これらのことを解決するためには、県産木材の適格な需給調整および外部からの県産木材に関するの問い合わせ対応窓口が必要である。

また、令和7年4月に「改正クリーンウッド法」が施行されたが、本県の木材関連事業等は零細であり、合法性の確認等の業務は経営に大きな負担が強えられる可能性がある。そのため、本県特有の配慮事項も併せた合法性等の確認を進めるなど、本県に適した体制づくりが必要である。

本業務では、県産木材を円滑に流通させることを目的に、県産木材の需給情報や対応窓口を行い木材流通を一元化する「沖縄県産木材流通活性化センター（仮称）」の設置を検討するとともに、「改正クリーンウッド法」に対応できる体制づくりについて検討する。

4. 契約限度額(令和7年度)

本提案に当たっては、総額 1,798,500 円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲で見積もること。
(ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり実際の契約金額とは異なる。)

5. 業務内容

(1)計画準備

本業務を実施するに当たり、業務内容、目的、求められる成果等を十分に把握・理解した上で、業務計画書を作成すること。

【提案内容】 令和7年度から令和9年度までの計画を提案すること。

(2) 県産木材需給調整業務

県内の森林組合および県産木材製材者、きのこ生産者等を対象に、県産木材の需給調査を実施する。需給調査は、在庫量、出荷予定量、入荷予定量、次年度以降の予定等について調査を行う。

上記、調査結果をもとに、関係機関から構成する需給調整検討会議を2回以上開催する。

【提案内容】 需給調査の手法および需給調査会議の構成メンバーについて提案すること

(3) 「沖縄県木材流通活性化センター（仮称）」の設置

県産木材の需給情報および県内外からの問い合わせに対する、関係機関への情報共有等を内容とする、「沖縄県木材流通活性化センター（仮称）」設置を検討する。

令和8年度までは設置の検討を行い、令和9年度からはモデル的に設置し検証を行う。

【提案内容】 「沖縄県木材流通活性化センター（仮称）」の業務内容について提案すること。情報の発信手法等について提案すること。

(4) 「改正クリーンウッド法」に対応した体制の検討

「改正クリーンウッド法」に対応するため、本県特有の配慮事項も含めた本県に適した体制について検討を行う。令和7年度は情報収集を行い現状と課題について取りまとめる。令和8年度までは沖縄の現状に対応した体制の検討を行い、令和9年度からはモデル的に合法性の確認等の業務を実施し検証を行う。

【提案内容】 本県に適した制度の概要等（素案）について提案すること。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)までの委託業務を盛り込んだ報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

ア 報告書(A4サイズ)	1部
イ 電子記録媒体(CD-R等)	1部

6. 次年度以降の業務計画内容（見込み）

(1) 令和8年度(委託額：1,800千円程度)

令和7年度の需給調査および調整会議について、改善策を反映させ継続して実施する。

「改正クリーンウッド法」に対応した、沖縄の現状に適した体制案を作成する。

(2) 令和9年度(委託額：1,800千円程度)

令和8年度までの需給調査及び調整会議の結果をもとに、「沖縄県産木材流通活性化センター（仮称）」をモデル的に設置し検証を行う。

令和8年度までに検討した、沖縄の現状に適した、「改正クリーンウッド法」に対応した体制について、モデル的に合法性の確認等を実施し検証を行う。

7. 企画提案等の内容

企画提案書は、事業期間となる3年間分を提示すること。

8. 事業費の積算

企画提案に当たっては、4に記載された額を上限として事業費を積算すること。また、令和8年度及び令和9年度の事業費については、6の額を上限として積算すること。

(1) 積算の費目は次のとおりとする。

- 直接人件費
- 直接経費
- 再委託費
- 一般管理費

※ 一般管理費は、(直接人件費+直接経費)の10%以内とする。

※ 直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いたうえで計上すること。

※ 単価、回数、人数等の積算内訳がわかるようにすること。

9. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分に当たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲・承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする時は、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし以下に定める「簡易な業務」については、この限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

10. 打ち合わせ

受託者は、発注者と十分な調整を行ったうえで、業務の遂行を実施するものとし、概ね月に1度打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び計画内容を報告するほか、森林管理課の担当の求めの都度、報告を行うものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者の業務担当は業務打ち合わせ簿を作成し、上記の打ち合わせの都度、内容について森林管理課担当と相互に確認するものとする。

11. その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案内容の全ての実施を補償するものではない。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たって、県、市町村、その他関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。
- (4) 委託業務による著作権等の知的財産は、原則として委託元である県に帰属するものとする。
- (5) 本契約履行に当たり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧可能である。